

区長報告第十四号

専決処分について

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第三条第一項の規定に基づき、平成二十六年三月二十四日次のとおり処分したので、同条第二項の規定に基づき報告する。

平成二十六年六月十八日

港区長 武井雅昭

記

平成二十四年七月六日議決を得た工事請負契約（夕風橋架替工事（下部工））の工期「契約締結の日の翌日から平成二十六年三月二十五日まで」を「契約締結の日の翌日から平成二十六年五月十五日まで」に変更する。